

5 川 健 予 第 5 5 号
令和 5 年 4 月 2 0 日

障害者施設 施設長 各位

川 崎 市 健 康 福 祉 局
保健医療政策部予防接種担当課長

新型コロナウイルスワクチン令和5年春開始接種について（通知）

日頃から、本市の新型コロナウイルスワクチン接種事業に御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、現在実施中の「令和4年秋開始接種」は5月7日をもって終了し、5月8日から「令和5年春開始接種」が開始となり、8月末（予定）までにオミクロン株対応ワクチンを1回接種できることになっております。

つきましては、御利用者様に周知するとともに、医療機関と調整を進め、接種を希望される方のワクチン接種の早期実施に御協力いただきますよう、お願いします。

（送付資料）

1. 新型コロナウイルスワクチン令和5年春開始接種について
2. 巡回接種・実績報告書
3. 巡回接種計画書
4. 接種券発行申請書（巡回接種分）

【問合せ先】

保健医療政策部予防接種担当
施設接種支援

電話 044-200-1089

FAX 044-200-1065

Eメール 40vaccine@city.kawasaki.jp

新型コロナワクチンの特例臨時接種（無料）の実施期間が1年間延長され、令和6年3月31日までとなりました。

1 令和5年春開始接種の概要

実施期間	令和5年5月8日から令和5年8月末（予定）
対象者	初回接種（1・2回目接種）を完了した方で、 65歳以上の方（※1） 5歳以上で基礎疾患を有する方（※2） 重症化リスクが高いと医師が認める方（※3） 医療従事者等【高齢者施設、障害者施設の従事者を含む。】
使用ワクチン	オミクロン株対応ワクチンを使用
接種間隔・回数	最終接種から3か月以上の間隔をおいて1回接種
接種費用	公費負担（無料）

（※1～3）は予防接種法第8条（接種勧奨）、同第9条（努力義務）の規定を適用。

（※2）「5歳以上で基礎疾患を有する方」

重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）の方も含まれます。

詳細は送付資料「新型コロナワクチン令和5年春開始接種」の「4. 基礎疾患を有する者の範囲」を御覧ください。

2 春開始接種の早期実施について

春開始接種の実施期間は5月8日から8月末（予定）までの短期間となっています。早期の準備と接種に努めていただきますよう、お願いします。

3 接種券について

- （1）これまでにオミクロン株対応ワクチンを接種した方（約56万人）を対象に、基礎疾患を有する方、医療従事者等（高齢者施設、障害者施設の従事者を含む。）を含め、前回接種から3か月経過する方の接種券を順次発送【4月24日（月）から】します。
- （2）また、今回接種対象ではない12～64歳の基礎疾患を有しない方についても、前回接種から3か月経過する方の接種券を順次発送【4月28日（金）から】します。
- （3）これまでにオミクロン株対応ワクチン未接種の方については、発送済みであるお手持ちの接種券で接種をしていただきます。

詳細は送付資料「新型コロナワクチン令和5年春開始接種」の「6. 令和5年春開始接種のスケジュール」、「8. 接種券の発送」を御覧ください。

4 春開始接種の注意点

(1) 春開始接種の対象者でない方は、5月8日以降、令和5年秋開始接種（9月開始予定）まで接種できません。接種対象者に該当するかを確認の上、接種をお願いします。

(2) 初回接種（1・2回目接種）についても令和6年3月31日まで延長されました。使用するワクチンは従来株ワクチンです。

6 川崎市の支援について

○令和4年秋開始接種から引き続き、予診票の事前送付、接種券の発行（巡回接種分）、接種医・看護師の確保、ワクチン発注のほか、保冷バック、ポータブルディープフリーザーの貸出を行いますので、御相談ください。

詳細は送付資料「新型コロナワクチン令和5年春開始接種」の「15. 巡回接種に向けた川崎市の支援」、「16. 保冷バック、PDFの貸し出し」を御覧ください。

7 巡回接種・実績報告書について

○ワクチン接種を実施した施設数を把握する必要があるため、報告書の提出に御協力をお願いします。

※報告書の様式を簡素化し、提出回数を見直しました。

※接種方法（「巡回接種」、「個別接種等それ以外」）の別は集計しません。

(1) (1回目)初回接種後 提出

5月8日以降、オミクロン株対応ワクチンを接種しましたら、初回接種日の報告書提出をお願いします。

(2) (2回目)最終接種後 提出

最終接種日のあとに、月ごとに接種人数を入力の上、提出をお願いします。

8 巡回接種計画書について

○施設・事業所へワクチンを配送する場合(例外)、施設が医療機関と調整した上で「巡回接種計画書」を作成し、接種予定日の3週間前の月曜日までにメールで提出してください。

※医療機関へワクチンを配送する場合(原則)は、医療機関がワクチンを発注するため、「巡回接種計画書」の提出は不要です。

9 接種券発行申請書（巡回接種分）

○巡回接種日までに接種券を揃えることが難しいなど事情がある場合、施設が代理で接種券発行申請を行っていただき、本市から施設に接種券を送付できます

※本人又は家族の同意は必ず得てください。

10 担当部署名の変更について

- 4月1日に「新型コロナウイルスワクチン調整室」から「予防接種担当」に名称変更しました（電話番号、FAX 番号、メールアドレスは変更なし）。

引き続き、ワクチン接種の推進に御協力をお願いします。